

## 令和 4 年度第 1 回渋民市民センター運営協議会

日時 令和 4 年 5 月 20 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時  
会場 渋民市民センター

### 次 第

1 開会

2 渋民市民センター所長挨拶

3 議長選出

委員の互選による会議議長選出

(市民センター等運営協議会設置要領第 7 条参照)

4 協議

(1) 令和 4 年度渋民市民センター運営方針及び事業計画について

5 その他

6 閉会

○ 令和3・4年度渋民市民センター運営協議会委員名簿

	氏名	摘要
委員	小崎 盛人	
委員	芦 宏	
委員	及川 照子	
委員	三浦 洋子	
委員	佐藤 恵美子	

(順不同・敬称略)

# 令和4年度渋民市民センター運営方針

## I 一関市教育委員会社会教育行政の方針

### 1 教育行政方針の目標（一関市教育振興基本計画）

「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」を目指します。

### 2 社会教育行政の基本方針

ともに学び、まちとひとをつくる社会教育を推進します。

### 3 社会教育行政の方針

#### (1) 目標

学びと地域づくりの一体化と、地域全体で子どもを育む環境づくりを進めます。

#### (2) 方針

① 社会教育と学習環境の充実

② 家庭と地域の教育力の向上

#### (3) 重点施策

① ことばを大切にする教育の推進

「ことばと読書」、「ことばの響き」、「ことばの先人」を柱とした「ことばの教育」を進めます。

② グローバルな人材の育成

③ 家庭と地域の教育力向上の推進

## II 渋民市民センター運営方針

### 1 目標

「先人の気風を今に受け継ぐ ここは「しぶたみ」」を基本理念とし、集い、学び合う心豊かで住みよい地域づくりを進めます。

### 2 渋民市民センターにおける社会教育行政重点施策

地元の偉人である芦東山先生に焦点をあて、「ことばを大切にする教育の推進」、特に「ことばの先人」を重点施策とします。

# 令和4年度渋民市民センター事業計画

## I 社会教育の充実

### 1 社会教育の推進

#### (1) 学習情報の提供

市民センター 広報の発行	<input type="radio"/> 市民センター事業他各種事業等情報の掲載 <input type="radio"/> 各種学習情報の掲載 <input type="radio"/> 「渋民保育園から」の掲載
市民センター 事業の提供	<input type="radio"/> 市民センター事業チラシの配布 <input type="radio"/> だいとうメールでの市民センター事業情報配信

#### (2) ことばを大切にする教育の推進

地域ふれあい day の支援	冬の地域ふれあい day「芦東山先生かるた大会」の支援を行う。 <input type="radio"/> 主催 渋民振興会
芦東山先生顕 彰会事業の支 援	市民センター広報等において、芦東山先生に関する話題の提 供、また芦東山先生顕彰会事業の支援を行う。
	岩手に縁のある作家の作品を読み、作品の世界に浸ることによ り、生涯学習の推進を図る。 <input type="radio"/> 講師 [REDACTED]
	第1回 <input type="radio"/> 開催日 7月5日 <input type="radio"/> 内容 高橋 克彦「火怨（上）」
	第2回 <input type="radio"/> 開催日 7月12日 <input type="radio"/> 内容 高橋 克彦「火怨（下）」
室蓬カレッジ 現代文学講座	第3回 <input type="radio"/> 開催日 7月26日 <input type="radio"/> 内容 楠 周平「和僑」
	第4回 <input type="radio"/> 開催日 8月2日 <input type="radio"/> 内容 柚月 裕子「検事の本懐」
	第5回 <input type="radio"/> 開催日 8月9日 <input type="radio"/> 内容 移動研修

(3) 生涯各時期における社会教育の充実

① 少年教育

渋民探検隊	町内各地区の自然や文化にふれさせ、郷土の魅力を再発見させるとともに、郷土を大切にしようとする意欲を育む。 ○ 共催 芦東山先生顕彰会 ○ 開催時期 10月
学びの土曜塾	「地域を知る」をテーマに、地域の自然・産業や伝統文化に触ることにより、愛郷心を育む。 ○ 主催 摺沢・興田・曾慶市民センター ○ 開催時期 夏休み・冬休み 各1回
大東ジュニア サマー キャンプ	野外活動や共同作業を通じ、規律、協調の精神を養う。 ○ 主催 大東支所地域振興課 ○ 開催時期 夏休み 1回
地域ふれあい day の支援	夏の地域ふれあい day 「砂鉄川で遊ぼう」の支援を行う。 ○ 主催 渋民振興会

② 成人教育

女性学級	生活の向上、住みよい地域づくりのため、女性ならではの視点で、研修を深める。 ○ 共催 渋民婦人会 JA いわて平泉女性部大東中央支部渋民支部 ○ 開催日 6月 25日 ○ 講師 [REDACTED] ○ 内容 講演「備えは大丈夫？今日からすぐできる片付けができる防災セミナー」
剪定教室	庭木の剪定に必要な知識を専門家の指導の下学び、もって今後の生活を豊かにする機会とする。 ○ 開催日 7月 6日 ○ 講師 [REDACTED]
しめ縄作り 講座	しめ縄作り体験を通じ、日本の伝統文化に触れるとともに、伝統文化の後世代への継承に繋げる機会とする。 ○ 開催時期 12月中旬 ○ 講師 [REDACTED]

### ③ 高齢者教育

高齢者学級	高齢者の健康増進といきがいづくり、生活の向上及び世代間交流を図る。
	○ 共催 渋民老人クラブ連合会
	○ 開催回数 5回
	第1回
	○ 開催日 5月18日 ○ 内容 開講式・講演「おらほの昔話聞いできらいや」 ○ 講師 いちのせき語り部の会 [REDACTED]
	第2回
	○ 開催日 8月24日 ○ 内容 移動研修
	第3回
	○ 開催日 12月9日 ○ 内容 防火訓練
	第4回
	○ 開催日 3月3日
	○ 内容 健康に関する講演・閉講式

### ④ 芸術文化の振興

渋民地区文化祭	渋民地区民並びに各団体の芸術・文化活動の成果を展示・発表する場を設け、更なる生涯学習活動の啓発に繋げる機会とする。 ○ 主催 渋民地区文化祭実行委員会 ○ 開催時期 10月下旬～11月上旬
渋民秋まつりの支援	芸術文化活動の発表の場である渋民秋まつりの開催を支援する。 ○ 主催 渋民秋まつり実行委員会・大東芸術文化協会渋民支部

## ⑤ スポーツ・レクリエーションの推進

渋民ウォーキング	ウォーキングに取り組むことにより、楽しく健康づくりを行う機会とする。 ○ 共催 大東支所保健福祉課 渋民体育協会 ○ 開催日 6月22日 ○ 講師 [REDACTED]
渋民体育協会の支援	体育行事を通じて、地区民の体育振興、健康増進、親睦・融和を図る。 ○ 主催 渋民体育協会
	自治会対抗ソフトボール大会 ○ 開催日 8月15日
	渋民地区民大運動会 ○ 開催日 9月25日
	夜間バレーボール大会 ○ 開催日 9月30日・10月1日
	歩け歩け大会 ○ 開催日 11月
	軽スポーツ交流大会 ○ 開催日 12月2日・3月3日

## (4) 推進体制の充実

市民センター運営協議会	市民センターの運営方針及び事業計画について諮詢し、効果的な事業実施に資する。 ○ 開催時期 5月20日・3月
社会教育関係団体の支援	社会教育関係団体の自主活動の奨励を隨時行い、事業実施に対する支援を行う。 ○ 社会教育関係団体の登録 ○ 登録後の団体支援

## 2 地域づくりに取り組む人材、団体の育成

渋民振興会の支援	渋民振興会の運営全般に係る支援により協働のまちづくりを推進する。
渋民地区各団体の支援	<p>渋民地区各団体との連携を図り、各団体の支援、おいては協働のまちづくりに資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主な団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渋民地区自治会等連絡協議会</li> <li>・ 渋民地区福祉活動推進協議会</li> <li>・ 大東芸術文化協会渋民支部</li> <li>・ 渋民婦人会</li> <li>・ JAいわて平泉女性部大東中央支部渋民支部</li> <li>・ 渋民老人クラブ連合会</li> <li>・ 伊勢神楽保存会</li> </ul> </li> </ul>
協働のまちづくり講座	<p>市民センターの指定管理に向けた課題等について研修し、円滑な移行に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共催 渋民振興会</li> <li>○ 開催時期 10月～11月</li> </ul>
渋民地区新年交賀会	<p>地区民が一同に会し、新年を祝い相互の親睦を図る機会とともに、もって地域振興に資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主催 渋民地区新年交賀会実行委員会</li> </ul>
防災教育講座	<p>予測不能な災害発生にも慌てず迅速かつ的確な避難ができる対応策を学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開催時期 10月～12月</li> </ul>

## II 家庭と地域の教育力向上の推進

### 1 家庭教育の充実

家庭教育学級	子どもとの触れ合いの大切さを理解し、子育ての充実を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共催 渋民保育園</li> <li>○ 開催日 10月14日</li> </ul>

### III 学習環境の充実

#### 1 社会教育環境の充実

##### (1) 市民センター機能の充実

施設の整備	地元からの要望等を取り入れながら、施設の整備を行う。
施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 渋民地区各団体等のご協力による作業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グラウンド環境整備作業（各自治会・渋民体育協会）</li> <li>・ グラウンド等草取作業（渋民婦人会・JA いわて平泉女性部大東中央支部渋民支部）</li> <li>・ グラウンド整備作業</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務委託           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段昇降機定期保守点検等業務</li> <li>・ 自家用電気工作物保安管理業務</li> <li>・ 净化槽管理業務</li> <li>・ 消防用設備保守点検及び防火対象物点検業務</li> <li>・ ガラス・床清掃業務委託</li> <li>・ 体育館バスケットゴール保守点検業務</li> </ul> </li> </ul>
新型コロナウイルス感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手指消毒液の配置</li> <li>○ ドアノブや手すりなどの消毒（毎日1～2回）</li> <li>○ 利用者への注意喚起           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風邪の症状がある方への利用自粛依頼</li> <li>・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用依頼</li> <li>・ 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）回避のための、利用施設の換気、ソーシャルディスタンスの確保依頼</li> </ul> </li> </ul>

##### (2) 組織の連携強化

市民センター所長会議	市内市民センター相互の課題を共有するとともに連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開催時期 随時</li> </ul>
市民センター等担当者会議	学びの土曜塾等、連携事業の企画及び大東地域内市民センター相互の課題を共有し、連携を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開催回数 4回</li> <li>○ 内容           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室蓬カレッジ、学びの土曜塾、各地区文化祭等における連携</li> <li>・ 市民センター相互の課題の共有・協議</li> </ul> </li> </ul>

# 令和4年度教育委員会教育行政方針

令和4年一関市議会定例会第93回2月通常会議の開会にあたり、令和4年度の教育行政施策について申し上げます。

## 1 はじめに

今日の教育を取り巻く社会環境は、急激にそして多様に変化しており、そのような時代を生き抜く人材の育成を目標として、キャリア教育の推進、ICT活用能力の育成、特別支援教育の充実、持続可能な開発目標（SDGs）の理念をふまえることなど、教育の質の向上が一層求められております。

また、市民の学習意欲の高まりに応じた多様な生涯学習機会を提供することや、文化財の保護・活用など、先人からの文化を受け継いでいくことも求められております。

これらの教育への社会的要請に応え、一関の持続的な発展を支えていくためには、生涯学習の機会を促進するとともに、将来を担う心身共に健やかな人材の育成が欠かせません。

子どもたちが、ふるさと一間に誇りと愛着を持ち、知徳体の資質を兼ね備えた地域を支える人材に成長するよう、教育行政を推進してまいります。

## 2 重点的に取り組む施策（重点プロジェクト等）

教育振興基本計画後期事業計画の2年目となる令和4年度は、計画の目標に掲げた「学びの風土を礎に 心豊かにたくましく 郷土の誇りを未来につなぐ 一関の人づくり」、この実現に向けて、四つのプロジェクトを重点としながら、引き続き計画を着実に推進してまいります。

それでは、四つの重点プロジェクトから、申し上げます。

### (1) ことばを大切にする教育プロジェクト

一つ目は、「ことばと読書」、「ことばの響き」、「ことばの先人」を柱として、子どもたちに、語彙の豊かさ、ことばの感性、心の豊かさを育むことを目指す「ことばを大切にする教育プロジェクト」であります。

「ことばと読書」については、バーコード読み取りによる貸出しと蔵書管理の一元化のために導入した学校図書館システムの活用の充実を図ります。

「ことばの響き」について幼稚園等では、「ことばの時間」に響きやリズムのよい諺などに楽しみながら触れさせてまいります。

小学校では、市が独自に作成した「ことばのテキスト『言海』」を用いて、音読・素読に取り組み、一層の質の向上を目指しながら、ことばの感性を高めてまいります。

「ことばの先人」については、「ことばのテキスト『言海』」の先人ページを取り上

げること、また、博物館学芸員が小中学校において、ことばを通じて人々に大きく影響を与えた先人を学ぶ授業を行うことにより、郷土の歴史に対する理解を深め、郷土への誇りを育んでまいります。

## (2) グローバル人材育成プロジェクト

二つ目は、グローバル化していく現代社会に対応できる人材の育成を目指す「グローバル人材育成プロジェクト」であります。

キャリア教育については、「地域に学び、地域で育てる」という視点に立って、全ての中学生が5日間の社会体験学習に取り組んでまいります。

また、中学生最先端科学体験研修や小中学生を対象とした英語の森キャンプの実施、外国語指導助手（ALTや英語学習指導専門員）の派遣などを進めてまいります。加えて、英語検定料補助を通して、英語の力を高めようとする中学校生徒の意欲を支援します。

さらに、GIGAスクール構想に基づき、学校のICT環境を充実させ、小中学校の授業において1人1台タブレットの活用を推進してまいります。

併せて、グローバル化する社会にあっても土台となるアイデンティティを確立させるため、郷土の先人や歴史・文化を題材にした学習を進めてまいります。

## (3) 学校と地域の協働推進プロジェクト

三つ目は、地域とともに歩む学校を目指す「学校と地域の協働推進プロジェクト」であります。

学校からは、学校の情報や活動の様子をホームページ等で発信するとともに、学校運営に保護者や地域住民が関わるなど、地域社会全体で子どもたちの健やかな成長を育む取組を進めてまいります。

なお、令和4年度から市内9校に学校運営協議会いわゆるコミュニティ・スクールを設置し、育てたい子ども像を地域と共有し、目標の実現に向けて協働してまいります。

## (4) 世界遺産拡張登録推進プロジェクト

四つ目は、骨寺村莊園遺跡の世界文化遺産拡張登録を目指す「世界遺産拡張登録推進プロジェクト」であります。

拡張登録の実現に向け、これまでの調査研究成果をふまえて、令和4年度に文化庁に提出する推薦書案に構成資産として盛り込まれるよう、研究者など専門家の助言をいただきながら、県・関係市町と連携して取組を進めてまいります。

また、重要文化的景観「一関本寺の農村景観」の保全活用に地域住民と協働で取り組むとともに、骨寺村莊園遺跡の理解を深めるため、骨寺大学や講演会を開催してまいります。

## (5) 教育環境の充実

そのほか、児童生徒数の推移や学校施設の老朽化の状況などを踏まえ、より良い教育環境の確保のため、学校規模の適正化を進めております。

令和4年4月には、室根地域の2つの小学校が統合して室根小学校が開校します。さらに、令和5年4月には、花泉地域の6つの小学校を1校に、大東地域の3つの中学校を1校に統合するほか、藤沢地域では藤沢小学校と新沼小学校を統合する予定となっております。

室根小学校については、開校後に新校舎が完成する予定で、引き続きプール、屋外環境整備工事に取り組んでまいりますが、校舎が完成するまでの間、現在の室根東小学校の校舎を使用する予定としております。

花泉小学校については、引き続き新校舎及び屋内運動場の建設に取り組みながら、プール建設、屋外環境整備工事を予定しており、大東地域統合中学校については、校舎改修・増築工事を予定しているところです。

藤沢小学校と新沼小学校については、統合後の学校運営や児童の通学対策に関して、地域の方々とともに詳細な検討を行ってまいります。

これによって、現在の小中学校は44校ですが、令和5年度には、市内の小中学校は、小学校22校、中学校14校、合計36校となります。

また、一関小学校については、新校舎の場所や建築する際の構造などについて具体的な方針を検討してまいります。

他の地域においても、今後の児童生徒数の推計などを示しながら、地域の方々や保護者等とともに、学校規模の適正化を考えてまいります。

以上は、令和4年度において特に重点的に取り組む内容ですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況などに配慮しながら、事業の実施を判断してまいりたいと考えているところです。

以降については教育行政の具体的な施策について、教育振興基本計画に定める施策の基本方向に沿って申し上げます。

## 3 社会を生き抜く力を育む学校教育の充実

一つ目に「社会を生き抜く力を育む学校教育の充実」について申し上げます。

### (1) 確かな学力の育成

確かな学力の育成については、算数・数学を重点教科に位置づけ、学習支援員の配置による指導を行うほか、基礎計算力、集中力を高めるために、百ます計算に代表される「陰山メソッド」を取り入れるなど、児童生徒の基礎学力の向上を図ってまいります。また、日本学校教育学会支援事業により、先進的教育研究校教員による示範授業や講話等を通して、市内小・中学校教員の授業改善と指導力の向上を図ってまいります。

さらに、「ことばの時間」での音読・暗唱や漢字力の重点化を通して、国語の基礎学力向上にも努めてまいります。

## (2) 豊かな心の育成

豊かな心の育成については、あらゆる教育活動の土台となるものであり、人としての在り方、考え方を常に意識させ指導にあたってまいります。その中心となる道徳教育においては、新学習指導要領に示されている「考える道徳・議論する道徳」を推進してまいります。

このほか、積極的に自然体験、社会体験活動を取り入れ、SDGsの理念とも関連させながら、福祉やボランティア活動などを通じて社会に関わる心構えや姿勢を培ってまいります。

## (3) 健やかな体の育成

健やかな体の育成については、保健面からは、児童生徒がバランスの取れた食事や規則正しい生活など、望ましい生活習慣について考え、実践していく取組を推進してまいります。

運動面からは、体育授業の充実のほか、家庭と協力しながら1日60分以上の運動、いわゆる「60(ろくまる)運動」など、日常的に運動の機会を確保する取組を推進してまいります。

中学校の部活動については、教育委員会と校長会で定めた「部活動の在り方に關する方針」に基づき、引き続き各学校では平日週1日と日曜日を休養日に設定し、健康や生活とのバランスにも配慮した活動を推進してまいります。

また、部活動指導員の導入などにより教員の働き方改革を進めるとともに、生徒の競技力の向上を図ってまいります。

さらに、生徒の活動の場を将来的にも保障するため、土曜日の部活動については地域部活動に向けた試験的導入を検討してまいります。

## (4) 学校給食

学校給食については、これまで直営で調理業務を行っていた真瀧学校給食センターを含め、令和4年度から6つの学校給食センターの調理業務を全て民間委託とし、引き続き安全・安心な給食の提供に努めるとともに、地場産品や郷土食の提供のほか、望ましい食習慣の形成に向けた食育指導を充実してまいります。

## (5) 社会の変化に応じた教育

社会の変化に応じた教育については、職業観・勤労観の育成を図りつつ、地域の人口減少を踏まえ、地域を知り、地域の方々から学ぶキャリア教育を、発達段階に応じて推進してまいります。

また、児童生徒1人1台タブレットなどのICTを効果的に活用した授業を展開

し、学力の定着や、情報活用能力を育成してまいります。そのために、ＩＣＴ指導員やＩＣＴサポーターを中心に、教員のＩＣＴ機器活用能力の向上を図ってまいります。

さらに、プログラミングなどを意欲的に学ぼうとする児童生徒を対象とする「ＩＴキッズ育成プロジェクト」事業を展開するとともに、一関高専と連携した「一関高専出前プログラミング講習会」事業を進めてまいります。

#### (6) 特別支援教育

特別支援教育については、幼児期からの就学相談体制の充実を図るとともに、幼稚園にきめ細かな指導支援員を配置し、小学校には学校サポーターの配置を行い、一人ひとりに応じた支援を充実してまいります。

#### (7) 学校適応指導

学校適応指導については、不登校児童生徒の割合が年々増加していることから、各学校では家庭との連携を緊密にし、新たな不登校児童生徒を出さないことを重点に取組を進めてまいります。

また、不登校児童生徒に対しては、学校に配置した適応支援相談員が状況を踏まえて対応するとともに、適応支援教室「たんぽぽ広場」における学習支援と交流体験活動などを充実してまいります。

#### (8) いじめ対策

いじめへの対策については、各学校で策定した「いじめ防止基本方針」に基づき組織的に対応し、いじめの早期発見・早期対応・未然防止に努め、関係機関との情報共有や連携を強化してまいります。

#### (9) 幼稚園

幼稚園については、幼稚園教育要領で重点とされている「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を念頭に、小学校との連携を密接にし、就学前教育を充実してまいります。

なお、現在8つの施設がある一関市立幼稚園については、園児数が利用定員を著しく下回っている現状から、より効果的で効率的な教育環境を整えるため、一関地域の7つの幼稚園を令和5年4月から3園に集約し、厳美、萩荘、狐禪寺、弥栄の4つの幼稚園は令和4年度末をもって閉園する予定としております。

また、大東地域の摺沢幼稚園についても、近接する摺沢保育園との統合による認定こども園化を計画し、整備の方法や具体的な時期について検討してまいります。

#### (10) 学校安全

学校安全については、放射性物質による汚染対策として、引き続き、学校施設や

地場産食材等の放射線量を測定してまいります。

また、地域ボランティア等の見守り活動の協力をいただきながら、登下校時における児童生徒の安全を確保するとともに、災害等の緊急時における行動について指導してまいります。

#### (1) 教職員の働き方改革

教職員の働き方改革については、業務内容の見直しや勤務時間を意識した働き方を進めるなど長時間勤務の是正を図り、授業研究や授業準備、個別指導のための時間など、教員が子供と向き合える時間を確保するとともに、教職員がワークライフバランスを意識し、いきいきと仕事に向かうことができるよう改善を進めてまいります。

### 4 ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進

二つ目に「ともに学び、まちとひとをつくる社会教育の推進」について申し上げます。

#### (1) 社会教育

社会教育については、市民が生涯にわたって自ら学ぶことができるよう、ニーズに対応した市民センター等での講座を企画するなど、多様な学習機会を提供してまいります。

また、社会の変化に応じて必要な現代的課題について、毎年度一つテーマを決めて、市民センターにおいて、そのテーマに沿った取組を実施することとし、令和4年度は「家庭における児童生徒のインターネット利用のルールづくり」をテーマとし、取り組んでまいります。

さらに、これらの取組や地域づくり活動に活かすため、指定管理を行っている市民センターの職員が社会教育主事講習を受講する際の費用等について支援してまいります。

#### (2) 家庭教育

家庭教育については、家庭での教育やしつけなどを通して子どものモラルの土台が育まれるものであることから、「いちのせきの家庭教育 10 か条」の普及を図り、教育の原点である家庭教育を支援してまいります。

また、昨今スマートフォンやゲーム機などの通信機器の利用については、依存やトラブルなどの弊害が多く見られることから、小学生では午後 8 時以降、中学生では午後 9 時以降にはそれらを居間に置いて使わない運動（居間 8 （イマハチ） ルール、居間 9 （イマキュウ） ルール）を子ども、家庭、学校と協力して進めてまいります。

特にも令和 4 年度は、市民センターと連携し、学校・PTA がそれぞれの立場か

ら「家庭における児童生徒のインターネット利用のルールづくり」の普及啓発に取り組むこととしております。

### (3) 図書館

図書館については、市全体の貸出冊数が県内市町村で最多となっており、多くの方々に利用されているところであります。

今後も、図書館サービスの向上に努めるとともに、電子書籍やオンラインデータベースなどによる読書環境のさらなる充実に努め、市民が集う地域の情報拠点としての役割を一層高めてまいります。

また、市内8館が地域の特色を生かした運営を進めるとともに、学校図書館への支援や、乳幼児健診等での読み聞かせの実施、移動図書館など、館外サービスにも引き続き取り組んでまいります。

### (4) 博物館

博物館については、市民はもとより、周辺市町村をはじめとして全国各地からの入館者もあるなど当地方における歴史や文化に対する関心が高まっていることから、更なる運営の充実に努めてまいります。

令和4年度は開館25周年となることから、記念企画展として、宮内庁三の丸尚蔵館が所蔵する皇室由来の作品の展示や関連行事の開催のほか、テーマ展や各種講座、体験学習など事業の充実に努めてまいります。

併せて、民俗資料館、芦東山記念館、石と賢治のミュージアム及び大籠キリスト教公園についても、企画・展示の充実を図るなど、身近な場所で地域の歴史・文化が学べる場を提供してまいります。

## 5 誇りと愛着を醸成する文化の継承

三つ目に「誇りと愛着を醸成する文化の継承」について申し上げます。

### (1) 文化財の保護

文化財については、修繕や保護活動への助成等により、地域の文化財を良好な形で後世に伝えてまいります。

また、文化財等の標柱解説板整備を継続的に行い、当市の歴史や文化の理解促進と文化財保護意識の啓発に努めてまいります。

### (2) 地域文化の伝承

地域文化の伝承については、民俗芸能の調査研究を進めるとともに、活動状況の映像を記録、保存し、継承活動を支援してまいります。

## 6 おわりに

以上、令和4年度の教育行政施策の概要を申し上げましたが、これらは、一関市教育振興基本計画後期事業計画に基づいて計画的に進めるものであります。

現在進めている施策や業務については、スクラップアンドビルトの原則に立ち、より効果的で真に必要なものに精選していく、不断の見直しの視点も大切にしてまいります。

各施策の推進にあたっては、学校、家庭、地域、企業、行政が共通理解のもと、当市の教育行政に携わる全ての関係者の連携・協働が必要であります。

教育委員会といたしましては、地域資源を活かした教育行政施策を進め、郷土の誇りを未来に引き継ぎ、新たな創造を加えてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民、教育関係者の皆さまのご理解、ご協力、ご指導を心からお願い申し上げます。

渋民市民センター利用集計

月	利用件数 (施設単位 件)			利用者数 男 (人)			利用者数 女 (人)			利用者数 計 (人)		
	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比
4月	26	52	26	66	132	66	48	106	58	114	238	124
5月	30	47	17	93	143	50	66	121	55	159	264	105
6月	41	51	10	125	165	40	97	146	49	222	311	89
7月	37	45	8	145	138	▲ 7	105	104	▲ 1	250	242	▲ 8
8月	32	30	▲ 2	130	64	▲ 66	77	71	▲ 6	207	135	▲ 72
9月	35	45	10	117	120	3	83	85	2	200	205	5
10月	35	79	44	122	406	284	82	396	314	204	802	598
11月	36	39	3	117	88	▲ 29	121	84	▲ 37	238	172	▲ 66
12月	26	51	25	64	104	40	55	142	87	119	246	127
1月	30	21	▲ 9	158	47	▲ 111	55	40	▲ 15	213	87	▲ 126
2月	40	40	0	156	125	▲ 31	60	77	17	216	202	▲ 14
3月	45	49	4	87	82	▲ 5	109	114	5	196	196	0
計	413	549	136	1,380	1,614	234	958	1,486	528	2,338	3,100	762

渋民市民センター体育館利用集計

月	利用件数 (施設単位 件)			利用者数 男 (人)			利用者数 女 (人)			利用者数 計 (人)		
	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比
4月	27	31	4	200	345	145	48	118	70	248	463	215
5月	19	25	6	198	288	90	107	103	▲ 4	305	391	86
6月	30	30	0	312	292	▲ 20	133	158	25	445	450	5
7月	29	31	2	453	378	▲ 75	157	172	15	610	550	▲ 60
8月	25	31	6	278	355	77	111	182	71	389	537	148
9月	28	28	0	355	323	▲ 32	119	108	▲ 11	474	431	▲ 43
10月	31	39	8	398	579	181	179	314	135	577	893	316
11月	25	31	6	364	366	2	139	188	49	503	554	51
12月	28	29	1	384	322	▲ 62	149	144	▲ 5	533	466	▲ 67
1月	27	24	▲ 3	307	259	▲ 48	139	89	▲ 50	446	348	▲ 98
2月	27	25	▲ 2	310	216	▲ 94	117	67	▲ 50	427	283	▲ 144
3月	29	28	▲ 1	342	244	▲ 98	150	104	▲ 46	492	348	▲ 144
計	325	352	27	3,901	3,967	66	1,548	1,747	199	5,449	5,714	265

渋民市民センターグラウンド利用集計

月	利用件数 (施設単位 件)			利用者数 男 (人)			利用者数 女 (人)			利用者数 計 (人)		
	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比	R2	R3	前年度比
4月	1	6	5	6	47	41	6	35	29	12	82	70
5月	3	6	3	6	36	30	6	29	23	12	65	53
6月	3	5	2	24	43	19	15	29	14	39	72	33
7月	3	7	4	39	59	20	30	28	▲ 2	69	87	18
8月	4	5	1	49	40	▲ 9	15	19	4	64	59	▲ 5
9月	4	8	4	61	82	21	24	35	11	85	117	32
10月	5	6	1	32	24	▲ 8	13	18	5	45	42	▲ 3
11月	4	8	4	39	38	▲ 1	14	33	19	53	71	18
12月	0	1	1	0	5	5	0	5	5	0	10	10
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	1	0	▲ 1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	28	52	24	256	374	118	123	231	108	379	605	226

## 市民センター等運営協議会設置要領

平成 27 年 2 月 3 日決定

### (設置)

第1条 市民センター等に運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議会を置く公の施設)

第2条 本要領の規定に基づき協議会を置く公の施設は、次のとおりとする。

- (1) 市民センター
- (2) 花泉農村集落多目的共同利用施設
- (3) 奥玉ふるさとセンター及び室根ふるさとセンター
- (4) 関が丘コミュニティセンター及び真柴コミュニティセンター

2 協議会を置く公の施設のうち、市民センターの施設管理を一体として行っているものについては、複数の公の施設の協議会を併せて置くことができる。

3 市民センター又は第1項第2号から第4号に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）が、それぞれの条例の規定に基づき指定管理に移行した場合は、この要領は適用しない。

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、市民センター及び公の施設が管轄する区域の地域協働体から推薦された者の中から市民センター所長及び公の施設の長が選任する。ただし、当該区域内に地域協働体（地域協働体を設立するために組織する準備会等の組織を含む。）が設立されていない場合の選任の方法については、市長が別に定める。

2 地域協働体は、次の各号に掲げる事項を斟酌し、選考を行うものとする。

- (1) 地域活動を行っていること。
- (2) 生涯学習活動を行っていること。
- (3) 地域協働体が適当と認める活動を行っていること。

### (構成員の人数)

第4条 協議会の構成員は、5人以内とする。

### (会議の招集)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、日時及び場所を会議に付議すべき事項とともに、あらかじめこれを通知して招集しなければならない。ただし、急を要する場合は、直ちにこれを付議することができる。

### (協議事項)

第6条 会議では、次の事項について協議を行う。

- (1) 施設の運営方針に関すること。
- (2) 施設の年間事業計画に関すること。
- (3) 事業の企画に関すること。
- (4) 施設の利用団体に関すること。
- (5) 施設、設備等の利用に関すること。
- (6) その他施設の長が必要と認めること。

(会議)

第7条 協議会の会議を行う場合は、構成員の互選により会議の議長を選出する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民センター又は公の施設において処理する。